

人権擁護委員制度をご存知ですか？

人権推進課 人権係（総合センター） ☎64-1126

○「人権擁護委員」ってどんな人？

「人権擁護委員」は、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害から被害者を救済したり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行ったりしています。



ピンクのベストを着て啓発をしています！

○6月1日は「人権擁護委員の日」です！

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。全国人権擁護委員連合会では、この日を「人権擁護委員の日」と定め、より一層の人権尊重思想の啓発に努めています。

湯浅町では、湯浅町長が推薦し、法務大臣から委嘱された次の方々が入会されています。（敬称略）

- 増元 貞夫
- 星山 俊二
- 藤本 嗣子
- 中尾 一平
- 平林 園子

湯浅町特設人権電話相談

「人権擁護委員の日」にちなみ、下記のとおり特設人権電話相談を開設します。

■日時 **6月1日 10:00～16:00**まで

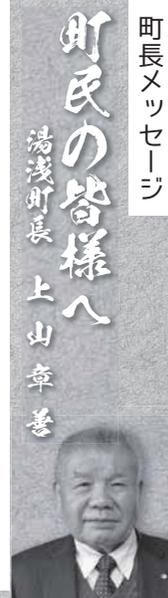
■電話番号 ☎64-1126

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会場での対面による相談は、行っておりません。
※相談は無料（通話料はかかります）で秘密は守られます。人権擁護委員が相談に応じますので、お気軽にご相談ください。

障がい者等用駐車場の適正利用のために

障がい者等用駐車場区画は、身体に障がい（視覚障がい、肢体不自由、心臓・腎臓などの内部障がい）のある方や、妊産婦、高齢者、病気やけが等で歩行が困難な方が、車の乗り降りをしやすいように配慮された駐車スペースです。

思いやりの気持ちでマナーを守り、適正に駐車場を利用しましょう。



町長メッセージ
町民の皆様へ
湯浅町長 上山 章 啓

連日、国内のみならず世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の報道がされています。4月16日には全国に緊急事態宣言が出されました。和歌山県においても、「密閉空間」「密集場所」「密接場面」の「3つの密」が重なる状況の避けざるや不要不急の外出のさらなる自粛など感染拡大の防止対策が県民の皆様へのお願いとして出されています。湯浅町においても、感染拡大防止のため、町内小中学校の休校措置を取ったほか、大相撲湯浅場所、醤油ロードマラソン、シロウオまつりに加え、七夕まつりと湯浅まつり花火大会といった多くの人が集まるイベントを延期・中止としました。今後のイベントについても、開催の可否を状

況に応じて検討する必要がありますと考えています。湯浅町では、高齢者や妊婦の方、町内小中学校の児童・生徒、持病等をお持ちの方へのマスクの配付や、必要とされる施設などへの消毒液の配付など感染拡大防止に努めてまいりました。更に町行政として、湯浅町独自の支援策を実施できないかと現在検討しているところで、町民の皆様にも引き続き感染拡大防止への取組みにご理解とご協力をお願いいたします。また、誤った情報や不確かな情報による感染患者への誹謗中傷等の人権侵害につながる行為は厳に慎んでいただくとともに、正しい情報による冷静な行動を併せてお願いします。

新型コロナウイルス感染症対策

湯浅町では、新型コロナウイルス感染症に関する緊急情報を、防災無線や臨時チラシ、ホームページなどにより町民の皆様迅速にお伝えしています。特に、町ホームページでは、いま、町民の方々に気をつけていただきたい感染症対策や、国の支援策、イベント等の開催予定、公共施設の貸出状況などを随時公開しています。今後とも、一日も早い終息に向けて感染拡大を防ぐための取り組みを続けて参ります。



●これまでの主な感染症対策物資の配付

物資	配付先
サージカルマスク または消毒液	妊婦のいる世帯全員（3回）
	透析患者（65歳未満）
	65歳以上の高齢者（2回）
	町内の保育所・幼稚園・小・中・高校、学童保育所
	社会福祉協議会、なぎ園、老人大学
医療用アイガード	老人施設、介護施設
	町内公共施設、医療機関、有田広域休日急患
医療用グローブ	消防組合・有田医師会
消毒用次亜塩素酸水	有田医師会
	湯浅町内の希望者

マスク、消毒液等の感染症対策物資が全国的に不足する中、ご厚意によりご寄付いただいた物資等について、感染リスクを考慮し、順次配付を進めています。